

13 参加資格について

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。
- (5) 日本国内で、直近約2年間に類似のイベント開催業務の受託実績があること。

14 参加資格の喪失

本プロポーザル参加者が受託候補者特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザルにかかる参加資格を喪失するものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。この場合、当該プロポーザル参加者に対して本プロポーザルにかかる参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知する。

- (1) 前項「13 参加資格」に規定する参加資格の要件を満たす者でなくなったとき
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 実施説明書に違反したとき
- (5) その他公平な競争の妨げとなる行為及び事実があったと市が判断したとき

15 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書の提出によるものとする。

(1) 受付期間

本プロポーザル実施の公表日から令和7年5月27日（火）12：00まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）を、電子メール又はFAXにて提出すること

※送付後は「17 担当・連絡先」まで到達確認すること

※質問が多岐にわたる場合は、「質問書（様式4）」に別紙を添える形で提出してもかまわない。

(3) 提出先

「17 担当・連絡先」参照

(4) 回答方法

質問があれば随時回答する。

回答方法は参加申込みのあった全者にFAXで行う。

16 その他の注意事項

- (1) 手続きに関する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。
- (2) 提出期限までに参加申込書及び提案書を提出しない者は、選考に参加できないものとする。

(3) 参加申込書および提案書の取扱い

- ア 提出された参加申込書及び提案書は、特定・非特定に関わらず、特定後一定の間評価結果とともに公開する場合がある。非公開を求める場合は、その旨を参加申込書及び提案書に記載すること。記載なき場合は、公開に同意したものと見なすものとする。非公開を希望した場合でも、「非公開を希望した旨」を公開する。なお、特定された受託候補者については、原則非公開は認めない。
- イ 上記において受託候補者が特定されるまでの間であれば、公開についての意思を変更することができる。この場合、書面（書式自由、ただしA4判）でその旨を提出すること。
- ウ 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。
- エ 提出された参加申込書及び提案書は、特定を行う作業に必要な範囲または、上記の場合において、複製を作成することがある。
- オ 参加申込書及び提案書の提出後において原則として、参加申込書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。
- カ 提案書の作成のために、発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- キ 選考を経て、特定された受託候補者を北九州市契約規則等に基づき、受注者として問題ないことを認めた場合、業務委託等の契約手続を行うものとする。なお、最終的な業務項目は、提案をベースとして博物館と協議の上決定する。
- ク 発注者は、契約後の業務において、提案書の提案内容に拘束されない。
- ケ 参加申込書の提出後から契約締結までの手続期間中に、北九州市から指名停止となった場合は、本業務契約資格を失うものとする。

17 担当・連絡先

都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課

担当：深田、田平

- ・所在地：〒805-0071 北九州市八幡東区東田二丁目4-1
- ・電話：093-681-1011（受付：月～金、9時から17時30分）
- ・FAX：093-661-7503
- ・電子メール：fukata_s@kmnh.jp